－中山間地域を守るみなさまを支援します－

中山間地域等直接支払制度

第６期対策
（令和７年度～令和１１年度）

第６期対策　３つのポイント

1. 本制度の「中山間地域等における農業生産条件の不利を補正することにより、将来に向けた農業生産活動の継続を支援」という趣旨を踏まえ、目指すべき将来の農地の利用を明確化する地域計画との調和を図るため、交付対象農用地を農振農用地区域内及び地域計画区域内の農用地とする。

2. 複数の集落協定間でのネットワーク化（活動の連携）や統合、多様な組織等の活動への参画により将来に向けて共同取組活動が継続的に行われるための体制づくりを推進するため、体制整備単価（10割単価）の要件を「ネットワーク化活動計画の作成」とする。

3. 複数の集落協定間での活動のネットワーク化や統合、多様な組織等の参画により将来に向けて農業生産活動が継続的に行われるための体制づくりを推進するため、「ネットワーク化加算」を新設するとともに、スマート農業による作業の省力化、効率化に向けた意欲的な取組を支援するため「スマート農業加算」を新設する。

令　和　７　年　３　月

農林水産省

はじめに

中山間地域等直接支払制度は、**農業の生産条件が不利な地域における農業生産活動を継続するため、国及び地方自治体による支援を行う制度**として、平成12年度から実施してきており、平成27年度からは、「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づいた安定的な措置として実施されています。

皆さまが**地域で取り組んでおられる農業生産活動は**、洪水や土砂崩れを防ぐ、美しい風景や生き物のすみかを守るといった**広く国民全体に及ぶ効果をもたらすもの**です。

このような**取組の重要性にかんがみ**、中山間地域等直接支払制度では、国が費用の半分を負担し、地方自治体を通じた**支援を行っています**。

皆さまの地域の農業生産の維持・発展や地域の活性化に、本交付金を有効にご活用ください。

もくじ

中山間地域等直接支払制度とは----------2

こんな活動をすれば交付を受けられます（集落協定）---4

ネットワーク化活動計画の作成について----------5

ネットワーク化活動計画の記載例----------7

こんな活動をすれば交付を受けられます（個別協定）---15

加算措置について----------16

荒廃農地にお悩みの集落の皆様へ----------19

交付金の返還について----------20

みどりチェックについて----------22

共同取組活動に係る安全対策について----------23

手続きの流れ----------24

中山間地域の魅力を活かした取組の例----------25

体制づくりの取組の例----------26

［表紙写真］

左上：徳島県美馬市（みまし）、右上：長野県長野市（ながのし）、左下：長崎県松浦市（まつうらし）、右下：宮崎県日南市（にちなんし）

［はじめに・もくじ頁上部の写真］

三重県熊野市（くまのし）

中山間地域等直接支払制度とは①

農業生産条件の不利な中山間地域等において、集落等を単位に、農用地を維持・管理していくための取決め（協定）を締結し、それにしたがって農業生産活動等を行う場合に、面積に応じて一定額を交付する仕組みです。

１．制度の対象となる地域及び農用地

地域振興立法等で指定された地域において、傾斜がある等の基準を満たす農用地

（１）対象地域

①　「特定農山村法」「山村振興法」「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」「半島振興法」「離島振興法」「沖縄振興特別措置法」「奄美群島振興開発特別措置法」「小笠原諸島振興開発特別措置法」「棚田地域振興法」によって指定された地域

②　①に準じて、都道府県知事が特に定めた基準を満たす地域

（２）対象農用地

①　急傾斜地（田：１/20以上、畑・草地・採草放牧地：15°以上）
②　緩傾斜地（田：１/100以上１/20未満、畑・草地・採草放牧地：８°以上15°未満）
③　小区画・不整形な田
④　高齢化率・耕作放棄率の高い集落にある農用地
⑤　積算気温が低く、草地比率の高い草地
⑥　「棚田地域振興法」によって指定された地域の急傾斜農用地及び同農用地と連なった緩傾斜農用地
⑦　①～⑤の基準に準じて、都道府県知事が定める基準に該当する農用地

注１　農用地区域(農業振興地域の整備に関する法律に定める農用地区域)内及び地域計画区域内（農業経営基盤強化促進法に定める地域計画区域）に存する一団の農用地を対象
※地域計画の要件化は　第６期対策から

注２　②、④及び⑥の緩傾斜地等は市町村長が特に必要と認めるものを対象

２．対象者

集落等を単位とする協定を締結し、５年間農業生産活動等を継続する農業者等

○ **集落協定**：対象農用地において農業生産活動等を行う複数の農業者等が締結する協定。
○ **個別協定**：認定農業者等が農用地の所有権等を有する者と利用権の設定や農作業受委託を受けるかたちで締結する協定。

中山間地域等直接支払制度とは②

３．交付単価

地　目	区　　分	交付単価（円/10a）
田	急傾斜（1/20以上）	21,000
	緩傾斜（1/100以上）	8,000
畑	急傾斜（15°以上）	11,500
	緩傾斜（ 8°以上）	3,500
草　地	急傾斜（15°以上）	10,500
	緩傾斜（ 8°以上）	3,000
	草地比率の高い草地(寒冷地)	1,500
採草放牧地	急傾斜（15°以上）	1,000
	緩傾斜（ 8°以上）	300

注１）小区画・不整形な田、高齢化率・耕作放棄率の高い集落にある農用地の場合は、緩傾斜の単価と同額になります。
注２）交付単価は上限単価です（16～18頁の加算措置の単価も同様）。
注３）本制度は、予算の範囲内で交付金を交付する仕組みです。申請額の全国合計が予算額を上回った場合、交付金が減額されることがあります。

４．交付金の使途

交付金は協定参加者の話合いと合意により、地域の実情に応じた幅広い使途に活用できます。（使途は、予め協定に定めておく必要があります。）

トピック　指定棚田地域

多面にわたる機能を持ちつつも荒廃の危機に直面している棚田は、「棚田地域振興法」によって支援されており、同法に基づき指定された「指定棚田地域」は、令和元年８月の施行以降、これまでに41道府県733地域（令和７年２月時点）あります。

山形県大蔵村

千葉県鴨川市

長崎県長崎市

こんな活動をすれば交付を受けられます（集落協定）

集落協定については、協定に定める活動内容が、①の「農業生産活動等を継続するための活動」のみの場合は交付単価の８割、①に加えて②の「体制整備のための前向きな活動」を行う場合は交付単価の10割を交付します。

①農業生産活動等を継続するための活動：基礎単価（単価の８割を交付）

○　農業生産活動等（必須活動）
「耕作放棄の防止等の活動（例：担い手の確保・育成、高齢農家等の農用地の賃借権設定、荒廃農地復旧、法面保護・改修、鳥獣被害防止）」及び「水路・農道等の管理活動（例：泥上げ、草刈り）」

○　多面的機能を増進する活動（選択的必須活動）
「国土保全機能を高める取組（例：土壌流亡に配慮した営農、周辺林地の管理）」「保健休養機能を高める取組（例：景観作物の作付、体験農園、棚田オーナー制度）」「自然生態系の保全に資する取組（例：魚類・昆虫類の保護、鳥類の餌場の確保）」の中から１つ以上の活動を実施

②体制整備のための前向きな活動：体制整備単価（①+②の活動により単価の10割を交付）

○　ネットワーク化活動計画の作成　**第６期対策から**

ネットワーク化活動計画は、必要に応じて市町村が指導しつつ、協定期間中（令和11年度まで）に作成を完了する必要があります。なお、ネットワーク化活動計画の作成ができなかった場合等は、交付金（単価の２割分）を返還していただくことになります。

中山間地域等直接支払制度　留意点

本交付金の実施に当たっては、以下の点についてご留意下さい。

（１）協定参加者の話合いと合意に基づく活動の徹底

○　本交付金は、協定参加者の話合いと合意により締結された協定に基づいて活動するものです。交付金の使途を含めた活動実績についても、協定参加者に報告するなど、活動の透明化を図りましょう。

○　集落協定に定められた活動内容が適切に行われなかった場合、交付金の返還となることもありますので、協定の活動内容や協定農用地の範囲について、協定参加者で確認しましょう。

（２）事務負担の軽減について

○　集落協定の事務作業が一部の者に集中していないか、事務作業を担う者への報酬が適正な水準となっているか等について、協定参加者で点検・確認を行いましょう。

○　事務作業の担い手がいない等の場合は、複数の集落協定間でのネットワーク化等による専従職員の配置や、交付金を活用した事務の外注化を検討しましょう。

（３）書類の作成と管理について

会計経理が適切に行われていることを証明するため、金銭出納簿、領収書、活動を行った記録、加算措置の取組実績が分かる書類、共用資産管理台帳などの必要な証拠書類を作成した上で、日付順に整理するなど、日頃から適切な管理を行いましょう。

（４）集落協定の変更手続の励行

○　集落協定の内容に変更が生じた場合、集落協定の変更手続きを行ってください。

○　変更手続きが必要か、不明な場合には、市町村にご相談ください。

ネットワーク化活動計画の作成について①

ネットワーク化活動計画とは、集落協定が共同取組活動を継続できる体制づくりを進めるために作成する、複数の集落協定間でのネットワーク化（活動の連携）や統合、多様な組織等の参画に向けた計画です。

体制づくりのイメージ

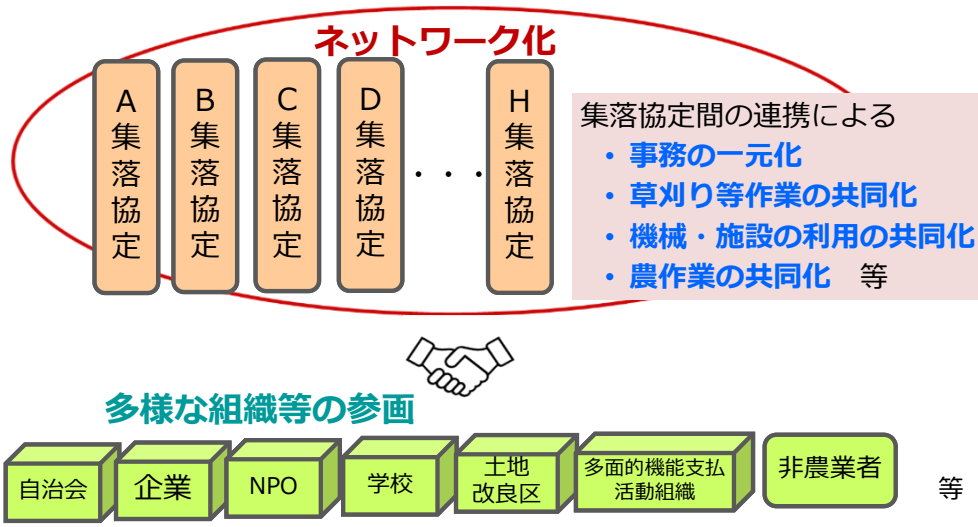

（組織としての活動が行われている体制が作られていれば、任意団体でも差し支えありません）

ネットワーク化した協定の活動例

○事務の一元化の例

共同事務局を設置し、各協定が行う事務（実績報告関係資料の整理、会計帳簿の整理、会議資料作成等）を一括して行う。

○草刈り等作業の共同化の例

集落協定間の連携を強化する協議会を設立し、農地・地域維持を目的に非農家や若者を中心とした草刈隊を結成。人員が不足するところに草刈隊を派遣して草刈を実施する。

○機械・施設の利用の共同化の例

それぞれの集落協定で管理していた共同機械を共有化し、一括管理する。より広範囲の機械の共有により機械使用の選択肢が多様化するとともに、農作業の更なる効率化を図る。

○農作業の共同化の例

担い手がネットワーク化した集落協定内の農地の防除や基幹作業などを請け負い、ネットワーク化した集落協定内の営農を支える仕組みを構築する。

草刈隊の取組

ドローンの共同化

共同取組活動による農作業

ネットワーク化活動計画の作成について②

○ネットワーク化活動計画の作成とネットワーク化実現へのステップ

○ 地域計画における農地利用の将来像などの将来ビジョンを踏まえながら、協定参加者のみなさんで十分な話合いを行い、合意形成を図るようにしてください。

1 集落協定書に、対策期間内のネットワーク化活動計画の作成を位置付け

★体制整備単価の適用開始

2 協定参加者で話合う

ネットワーク化又は統合する協定若しくは連携する組織と共通認識を作りながら、集落協定において、ネットワーク化活動計画の記載項目について話合い

3 ネットワーク化活動計画の作成、市町村へ提出

ネットワーク化等の実現に向けた計画が明確化

ネットワーク化活動計画の作成に向けた話合い

4 活動の実施、ネットワーク化活動計画の実現に向けたフォローアップ

①を実施することで、体制整備単価が適用されます。ただし、令和11年度までに③まで達成されなかった場合、交付金（単価の２割分）を返還していただくこととなりますのでご注意ください。

地域計画とネットワーク化の関係

【基本パターン】

地域計画により農地利用の将来ビジョンの共有ができていることから、同じ地域計画区域内の他の集落協定とネットワーク化

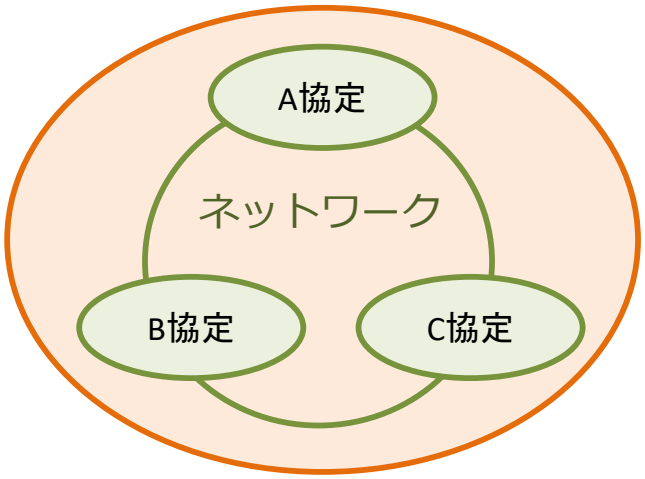

地域計画の区域

※地域計画区域内の全ての集落協定でネットワーク化を目指すことが望ましい

【例外的なパターン】

○同じ地域計画区域内に集落協定がない場合
○他の地域計画区域内の集落協定と行うことが合理的な場合（農地が隣接している、同じ担い手が営農している等）
⇒他の地域計画区域内の集落協定とネットワーク化

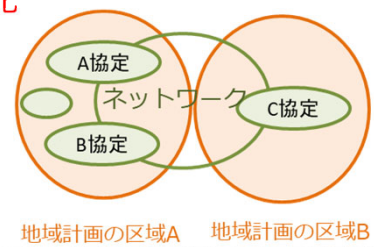

○集落協定が複数の地域計画にまたがっている場合
⇒当該集落協定が含まれている地域計画区域内の集落協定とネットワーク化

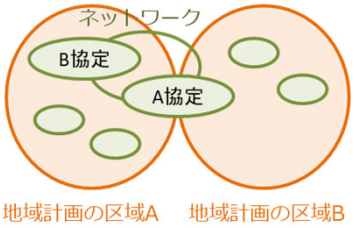

ネットワーク化活動計画の記載例①

【記載例】

ネットワーク化活動計画の本様式は令和７年３月時点の未定稿です。
ネットワーク化活動計画を作成する際は、最新様式を農林水産省のHP又は市町村から入手してください。

Ⅰ．体制整備の基本方針

Ⅰ－１．集落協定名

（記載例）A集落協定

Ⅰ－２．ネットワーク化活動計画作成時点

当初	令和8年6月
第1回変更	令和●年▲月
第2回変更	
第3回変更	

注１）本計画を作成したときは、遅滞なく協定農用地の存する市町村に提出すること。

注２）２－２のネットワークに参加する集落協定、３－２の統合に参加する集落協定、３－６の役員の継承計画、４－１の協定活動に参画する多様な組織等に変更が必要になった場合や、計画内容の大幅な変更が必要になった場合は本計画の変更を行い市町村に提出すること。

Ⅰ－３．体制整備のために行おうとする取組

１つ以上「○」を記入して下さい。

該当 注１）	取組	対象協定	要記載項目
○	①ネットワーク化注2）	新たにネットワーク化を行い10ha以上のネットワークを形成する集落協定	２－１～２－７
		新たにネットワーク化を行う予定はないが、既に10ha以上のネットワークを形成しており、体制の維持、向上を図ろうとする集落協定	
○	②統合注３）	新たに統合を行い10ha以上の集落協定を形成する集落協定	３－１～３－５
		新たに統合を行う予定はないが、既に10ha以上の集落協定となっており、体制の維持、向上を図ろうとする集落協定	３－２、３－６、３－７
○	③多様な組織等の参画 注4）	１組織以上の農業者団体以外の組織又は構成員の10%以上の非農業者が活動に参画する集落協定	４－１～４－３

注１）該当する取組を全て選択すること。

注２）「ネットワーク化」とは、複数の集落協定間において活動の連携体制を構築することをいう。「新たにネットワーク化を行う予定はないが、既に10ha以上のネットワークを形成しており、体制の維持、向上を図ろうとする集落協定」の場合は、計画作成時点で10ha以上のネットワークを形成していること。ネットワーク化は自協定が存する地域計画区域内の他の集落協定と行うことを基本とするが、自協定が存する地域計画区域内に他の集落協定がない場合など、合理的な理由がある場合は、他の地域計画区域内に存する集落協定とネットワーク化することも可とする。

注３）「統合」とは、他の集落協定と１つの集落協定に統合することをいう。「新たに統合を行う予定はないが、既に10ha以上の集落協定となっており、体制の維持、向上を図ろうとする集落協定」の場合は、計画作成時点で10ha以上の集落協定となっていること。統合は自協定が存する地域計画区域内の他の集落協定と行うことを基本とするが、自協定が存する地域計画区域内に他の集落協定がない場合など、合理的な理由がある場合は、他の地域計画区域内に存する集落協定と統合することも可とする。

注４）「多様な組織等の参画」とは、農業者団体以外の組織や非農業者が集落協定の活動に参画することをいう。参画にあたっては、集落協定の構成員となるか、別途で協定等を結ぶこと。計画作成時点で１組織以上の農業者団体以外の組織又は構成員の10%以上の非農業者が活動に参画していること。

ネットワーク化活動計画の記載例②

【記載例】

Ⅰ－３．で、「ネットワーク化」を選択した場合に記載します。

２．ネットワーク化の計画

注１）ネットワーク化を行っている、又は行おうとする他の集落協定のネットワーク化活動計画における
ネットワーク化の計画と整合がとれたものとすること。
注２）２－１～２－７の全てを記載すること。

２－１．ネットワークの名称（予定）

（記載例）農林地域集落協定ネットワーク協議会

２－２．ネットワークに参加する集落協定

参加する集落協定名と集落協定面積、該当項目に「○」を記入して下さい。

集落協定名	協定面積	地域計画		現在の連携状況	
		自協定が存する計画区域内	別の計画区域内	連携済	今後連携
（自協定）A協定	5.2ha				
B協定	13.7ha	○		○	
C協定	3.2ha	○			○
合計	22.1ha				

注）合計協定面積は10ha以上であること。

２－３．ネットワーク化で解決しようとする課題

該当項目に「○」を記入して下さい。

該当		該当	
	①リーダーの人材不足		⑤農作業機械や施設の不足
○	②事務担当者の人材不足	○	⑥知見や技術の不足
	③共同取組活動参加者の不足		⑦その他
○	④農業の担い手の人材不足		

必ず記入して下さい。

（該当する課題について詳細を記載）

②現在の事務担当者は70歳代で高齢であるが、後継者が見つからず10年間、事務担当を担っている。あと数年のうちに後継者を確保する必要がある。

④高齢で小規模な自給的農家や兼業農家が協定内の農地の多くを担っている。あと5年のうちに引退を希望する農業者が複数いるが、農地の引き受け手の見込みが立っていない。

⑥農地の担い手を育成するため、ソバや施設園芸の導入に取り組みたい。また、販路拡大のため、加工品の販売にも取り組みたいが、協定内に加工や販売の知見を持っている人材がいない。

注）地域計画や集落マスタープラン、第５期対策で作成した集落戦略に位置付けられた内容を踏まえて検討すること。

２－４．ネットワーク化により連携して実施する活動

該当項目に「○」を記入して下さい。

該当	連携して実施する活動	該当	連携して実施する活動
○	①事務の一元化（共同事務局の設置や外部委託）	○	⑥農業の担い手育成
		○	⑦地場農産物の加工・販売
	②農地保全（草刈り、荒廃防止活動等）	○	⑧鳥獣害対策
	③水路・農道等の維持管理		⑨多面的機能を増進する活動
	④機械・施設の共同利用		⑩その他（　　）
○	⑤農作業の共同化		

ネットワーク化活動計画の記載例③

【記載例】

Ⅰ－３．で、「ネットワーク化」を選択した場合に記載します。

２－５．連携方法（26頁参照）

該当項目に「○」を記入して下さい。

該当	連携方法	該当	連携方法
○	①協議会型注１）		③共同委託型注３）
○	②活動連携型注２）		④その他（　　）

注１）協議会、委員会等を設置し、ネットワークでの活動の調整や事務等を行う場合。
注２）作業の共同化や機械・施設の共同利用などの共通のルールを覚書等で定めるなどにより連携した活動を行う場合。
注３）各集落協定から同一の外部団体又は同一の外部人材に同じ活動を委託する場合。

２－６．ネットワーク化の工程

該当項目に「○」を記入して下さい。

（工程の概略）

取組	R6以前	R7	R8	R9	R10	R11	R12以降
ネットワーク化に向けた話合い（協定内）		○	○				
ネットワーク化に向けた話合い（協定間）		○	○				
ネットワーク化により連携して実施する活動の開始 注）	⑧		①⑤		⑥⑦		
協議会等の設置（協議会型の場合）			○				
ネットワーク化加算の適用（加算措置を利用する場合）			○	○	○	○	

必ず記入して下さい。

（２－２～２－５を踏まえたネットワーク化の進め方を記載）

・令和5年度から地域一帯で鳥獣防護柵を設置する作業をB集落と共同で実施（活動連携型）している。
・同じ地域計画区域内にあり、協定廃止を検討していたC集落協定もネットワークに加え、令和8年度より協議会型へ移行し、事務局の一元化を行う。共同事務局の事務員は、元地域おこし協力隊の移住者を非常勤で雇用する。また、ネットワーク化加算を申請し、加算措置を利用してネットワークの中で中心的な農業者となる就農者の募集を開始する。B集落協定でソバを栽培している農業生産法人の活動範囲を広げ、A集落協定及びC集落協定の農地においても栽培を開始する。ソバの加工・販売を目指して研修会へ参加するなど、技術習得を目指す。
・令和9年度には、ネットワーク内の概ね6割の農地をB集落協定で活動していた農業生産法人に集約する。
・令和10年度にネットワーク内に加工・販売部を結成し、ソバの加工・販売を始める。農業生産法人の新規雇用者を確保し、JAや地域外の農業生産法人の協力のもと、施設園芸の技術研修を行う。農業生産法人の新規雇用者を各集落協定の「主導的な役割を担う人材」に位置付ける。
・令和11年度に補助事業を活用して農業用ハウスを１棟導入し、農業生産法人においてアスパラガスの栽培を始める。収穫等の人手が必要な作業は、協議会で話し合い、各集落協定から分担して人員を確保することとする。
・令和12年度以降にネットワークの拡大や集落協定の統合を検討する。

注）工程の概略における「ネットワーク化の活動の開始」には２－４の「連携して実施する活動」の番号を記載。

２－７．ネットワーク化後の統合予定

該当項目に「○」を記入して下さい。

該当	統合の予定
	①第6期対策期間中（令和7年度～令和11年度）での統合を検討する
○	②第6期対策終了後の令和12年度以降での統合を検討する
	③時期は未定だが将来的に統合を検討する
	④未定
	⑤統合は必要ないと考えている
	⑥その他（　　）

ネットワーク化活動計画の記載例④

【記載例】

Ⅰ－３．で、「統合」を選択した場合に記載します。

３．統合の計画

注１）統合をこれから行う場合は、統合を行おうとする他の集落協定のネットワーク化活動計画における統合の計画と整合がとれたものとすること。
注２）「新たに統合を行い10ha以上の集落協定を形成する集落協定」は、３－１～３－５を記載すること。
「新たに統合を行う予定はないが、既に10ha以上の集落協定となっており、体制の維持、向上を図ろうとする集落協定」は、３－２、３－６、３－７を記載すること。

３－１．統合後の集落協定の名称（予定）

（記載例）農林地域広域集落協定

３－２．統合に参加する集落協定

参加する集落協定名と集落協定面積、該当項目に「○」を記入して下さい。

集落協定名	協定面積	地域計画	
		自協定が存する計画区域内	別の計画区域内
（自協定）D協定	7.5ha		
E協定	5.5ha	○	
F協定	8.7ha	○	
合計	21.7ha		

注1）合計協定面積は10ha以上であること。
注2）統合する予定がない場合は自協定のみ記載すること。

３－３．統合で解決しようとする課題

該当項目に「○」を記入して下さい。

該当		該当	
○	①リーダーの人材不足		⑤農作業機械や施設の不足
	②事務担当者の人材不足		⑥知見や技術の不足
○	③共同取組活動参加者の不足	○	⑦その他（農作業機械の老朽化及びオペレーターの不足）
	④農業の担い手の人材不足		

必ず記入して下さい。

（該当する課題について詳細を記載）

①代表者が固定化されており、後継者の確保の目途が立っていない。

③構成員には若手が2名いるが、その他の構成員は高齢であり、共同取組活動の作業負担が2名の若手の集中する傾向がある。

⑦集落協定内の農業者が所有する農作業機械の老朽化が進んでいる。現在は農業者間の貸し借りでなんとかまかなっているが、今後故障する機械が増えれば、農作業機械の確保が困難になる。また、世代交代が行われた小規模農業者から作業委託のニーズが増えているが、農作業を受託できるオペレーターが減ってきている。

注）地域計画や集落マスタープラン、第５期対策で作成した集落戦略に位置付けられた内容を踏まえて検討すること。

ネットワーク化活動計画の記載例⑤

【記載例】

Ⅰ－３．で、「統合」を選択した場合に記載します。

３－４．統合により体制を強化したい活動

該当項目に「○」を記入して下さい。

該当	体制を強化したい活動	該当	体制を強化したい活動
○	①リーダー等の人材確保		⑦農業の担い手育成
	②事務局機能の強化		⑧地場農産物の加工・販売
○	③農地保全（草刈り、荒廃防止活動等）		⑨鳥獣害対策
○	④水路・農道等の維持管理	○	⑩多面的機能を増進する活動
○	⑤機械・施設の共同利用	○	⑪その他（農作業機械のオペレーターの確保）
	⑥農作業の共同化		

３－５．統合の工程

該当項目に「○」を記入して下さい。

（工程の概略）

取組	R6以前	R7	R8	R9	R10	R11	R12以降
①統合に向けた話合い（協定内）		○	○				
②統合に向けた話合い（協定間）	○	○	○				
③統合			○				
④ネットワーク化加算の適用（加算措置を利用する場合）				○	○	○	

必ず記入して下さい。

（３－２～３－４を踏まえた統合の進め方を記載）

・令和5年度から地域計画作成に向けた協議が開始されたことをきっかけに、周辺にあるE集落協定、F集落協定と統合に向けた意見交換を行ってきた。リーダーの人員不足や共同取組活動参加者の不足という共通の課題を抱えている。

・令和7年度初旬の集落協定総会において、統合の方向性について承認が得られたため、令和7年度中にE集落協定、F集落協定と統合後の活動計画や個人配分、作業日当等のルールについて意見調整を行う。令和8年度初旬の総会において統合の承認をとり、令和8年度内の統合を目指す。

・令和9年度よりネットワーク化加算を申請する。

・統合後の協定では、集落協定の代表者を、旧集落協定による3年毎の輪番制とすることを検討する。

・草刈等の作業が一部の構成員に集中しないように、旧集落協定間で人手を出し合う体制を構築するとともに、土地持ち非農家の参加も呼び掛けるようにする。

・農作業機械については、協定内で引退する農家から農作業機械を集約し、機械共同利用組合を立ち上げる。ネットワーク化加算を利用して、共同利用する農作業機械の保管庫を整備する。F集落協定内のUターン予定者を機械共同利用組合の管理者兼オペレーターに育成し、統合した集落協定の「主導的な役割を担う人材」に位置付ける。

・統合後は、農村関係人口の拡大に向けた検討を進める。管理が十分行われていなかった梅や柿の収穫体験や、道の駅周辺での景観作物の栽培などの計画を検討する。また、当集落協定で行ってきた野鳥のための冬季水張りをE集落協定及びF集落協定のエリアにも広げる検討を行う。

ネットワーク化活動計画の記載例⑥

【記載例】

Ⅰ－３．で、「統合」を選択した場合に記載します。

３－６．役員の継承計画

必ず記入して下さい。

役職名等	氏名（現体制）	氏名（後任予定者）	継承予定時期
代表者	甲田　太郎	丙川　三郎	令和10年
書記担当	丙川　三郎	丁本　四郎	令和12年
会計担当	乙山　次郎	戊部　花子	令和12年
共同機械担当	乙山　次郎	己藤　五郎	令和10年
土地改良施設担当	甲田　太郎	丁本　四郎	令和12年
法面点検担当	丙川　三郎	戊部　花子	令和10年

注）「氏名（現体制）」は、本計画作成時点での役職者名を記載。「氏名（後任予定者）」は、現体制の担当者の次に担当となる人（予定）の氏名を記載。「氏名（現体制）」とは別の人を「氏名（後任予定者）」記載すること（同一人物の記載は不可）。

３－７．体制の維持・向上に向けた活動

必ず記入して下さい。

（役員の継承に向けた取組を記載）

・代表者の後任予定者は丙川三郎とし、令和10年度の継承予定時期まで書記担当として代表者の業務の補助を行いながら、徐々に代表者業務の習得を行う。

・その他の役員については、代表者交代時期の令和10年度と対策期切り替わりの令和12年度に分けて段階的に交代を行うことで、役員業務の引継ぎを計画的に進めていく。

・令和10年度より共同機械担当となる予定の己藤五郎は、令和9年度までにドローン操作の研修を受講を行うとともに、乙山次郎の指導のもと自走型草刈機の操作方法の習得を行う。

（構成員や活動参加者の安定的な確保に向けた取組を記載）

・大型連休期間に共同取組活動による草刈作業を実施し、構成員の親族にも可能な限りの参加を呼び掛ける。また、作業実施後には収穫祭を実施し、構成員間の懇親を図る。

・総会の際に構成員に対し、農地の相続予定者に中山間地域等直接支払の活動についても引継ぎ予定があることを伝えるよう周知する。

・周辺地域や〇〇市と連携し、地域内の農地保全に関わる人材として令和8年度から地域おこし協力隊の受け入れを目指す。また、協力隊の安定的な仕事づくりなど、将来的な定着支援に取り組む。

・集落外に在住している農地所有者に対して、毎年、活動報告と合わせて共同取組活動の案内を送付することで、共同取組活動への参加を促す。

・地元米の直販先に対して収穫等の体験活動への参加募集をかけることで関係人口拡大に取り組む。

・市民農園を開設し非農業者との交流を深めるとともに、多面的機能の増進活動への参加を募集する。

・一律の作業単価を見直し、傾斜が厳しい場所での作業等の負担が大きい作業については高い作業単価を設定するなど、共同取組活動に参加しやすくなる環境を整備する。また、令和7年度より適用を受けているスマート農業加算を利用して令和9年度にリモコン式自走草刈機を導入し、急傾斜地域での作業の省力化と安全な作業実施が可能となる環境を整備する。

ネットワーク化活動計画の記載例⑦

【記載例】

Ⅰ－３．で、「多様な組織等の参画」を選択した場合に記載します。

４．多様な組織等の参画

注）４－Ⅰ～４－３の全てを記載すること。

４－Ⅰ．協定活動に参画する多様な組織等

注）（Ⅰ）又は（２）の該当する項目を記載すること。

（Ⅰ）農業者団体以外の組織

必要に応じて記入して下さい。

参画方法	組織名
①集落協定の構成員	Ｇ地域づくり協議会
	Ｈ子供会
	Ｉ土地改良区
	Ｊ農地保全会（多面的機能支払活動組織）
②別途協定等を締結	Ｋ大学

注１）「別途協定等を締結」とは集落協定の構成員とはならないが、協定の活動への参画に関する協定、覚書等を結ぶなど、連携関係を明確にすることをいう。
注２）②の場合は連携関係を証明する書類を添付すること。

（２）非農業者

必要に応じて記入して下さい。

参画方法	人数
①集落協定の構成員	8人
②別途協定等を締結	5人
合計	13人

③集落協定の全構成員数（集落協定の構成員数（農業者数＋①※組織数は含めない）に②を加えた人数） 60人
①＋②が③に占める割合　21％（小数点以下切り捨て）

注１）「別途協定等を締結」とは集落協定の構成員とはならないが、協定の活動への参画に関する協定、覚書等を結ぶなど、連携関係を明確にすることをいう。
注２）②の場合は連携関係を証明する書類を添付すること。
注３）協定活動に参画する組織の構成員は人数に含めない。

４－２．多様な組織等の参画で解決しようとする課題

該当項目に「○」を記入して下さい。

該当		該当	
○	①事務担当者の人材不足		④知見や技術の不足
○	②共同取組活動参加者の不足	○	⑤その他（棚田の荒廃　　）
	③農業作業の人材不足		

必ず記入して下さい。

（該当する課題について詳細を記載）

①構成員は高齢者が多く、事務の引き受け手の確保が困難である。

②⑤棚田の石積の草取りや補修は集落総出で行ってきてが、高齢者の参加が難しくなり、人手の確保が困難になってきている。また、高齢のために棚田での水稲作の継続が困難な農地が増えてきている。

ネットワーク化活動計画の記載例⑧

【記載例】

Ⅰ－３．で、「多様な組織等の参画」を選択した場合に記載します。

４－３．多様な組織等の参画により連携して実施する活動

該当項目に「〇」を記入して下さい。

該当	連携して実施する活動	該当	連携して実施する活動
〇	①事務の適切な実施		⑥鳥獣害対策
〇	②農地保全（草刈り、荒廃防止活動等）	〇	⑦多面的機能を増進する活動
	③水路・農道等の維持管理	〇	⑧その他（棚田資源を生かした振興活動）
〇	④農作業		
	⑤地場農産物の加工・販売		

必ず記入して下さい。

（連携して実施する活動の詳細について、今後の活動の維持、向上に向けた方向性も含めて記載）

・多面的機能支払交付金の事務支援も行っていた土地改良区が令和5年度より構成員に加わり、土地改良区が集落協定の事務を担当している。集落協定の対象農用地の一部は多面的機能支払の対象にもなっており、効率的な事務作業ができることから、今後も引き続き土地改良区が事務を担当する予定である。

・J農地保全会では、令和8年度に草刈隊を結成する予定である。草刈隊が水路・農道の草刈を実施する際に、水路等の周辺にある集落協定の農地の法面の草刈も草刈隊と連携して行うことで、作業の効率化を図る。

・県の棚田サポーター事業を利用し、毎年、5名程度の登録者に棚田の石積みの草刈や補修の作業を手伝ってもらっている。今後は、サポーター、構成員の非農家、子供会と連携し、棚田の法面に彼岸花を植えるなど、棚田の観光資源活用に取り組む予定である。

・以前からK大学が当集落へフィールドワークに来ていた縁により、令和7年度にK大学、G地域づくり協議会、当集落協定の3者で棚田振興のための連携協定を締結した。令和7年度より、農作業が困難となっていた棚田において、K大学の教員や学生と連携し、田植えや収穫作業を始める予定である。大学との連絡調整や宿泊場所の手配はG地域づくり協議会が担当し、作業当日の作業方法の説明や必要な物品の準備は当集落協定が担当する。将来的には、G地域づくり協議会を中心に棚田を活かした農泊にも取り組みたいと考えており、K大学の教員や学生にも、構想検討に加わってもらいたいと考えている。

・これらの取組の活性化を図るため、令和8年度までに指定棚田地域振興活動計画の認定を受け、令和9年度に棚田地域振興活動加算の申請を行う計画である。

・持続的な取組を実現するため、G地域づくり協議会を中心とした農村RMOの形成も検討していく。

こんな活動をすれば交付を受けられます（個別協定）

個別協定については、自作地を対象とする場合は、交付単価の協定に定める活動内容が、①の「農業生産活動等を継続するための活動」のみの場合は交付単価の８割、②の「農用地の利用権の設定等として取り組むべき事項」を行う場合は交付単価の10割を交付します。自作地を対象としない場合は、交付単価の10割を交付します（①、②の取組は任意）。

①農業生産活動等を継続するための活動

○　農業生産活動等（必須活動）
「耕作放棄の防止等の活動（例：担い手の確保・育成、高齢農家等の農用地の賃借権設定、荒廃農地復旧、法面保護・改修、鳥獣被害防止）」及び「水路・農道等の管理活動（例：泥上げ、草刈り）」

○　多面的機能を増進する活動（選択的必須活動）
「国土保全機能を高める取組（例：土壌流亡に配慮した営農、周辺林地の管理）」「保健休養機能を高める取組（例：景観作物の作付、体験農園、棚田オーナー制度）」「自然生態系の保全に資する取組（例：魚類・昆虫類の保護、鳥類の餌場の確保）」の中から１つ以上の活動を実施

②農用地の利用権の設定等として取り組むべき事項

○令和11年度までに利用権の設定又は基幹的農作業受託面積の合計が、協定認定時における協定農用地面積の10%又は0.5haのうちいずれか多い方の面積の増加

個別協定の締結

【対象者】認定農業者、認定新規就農者、これに準ずるものとして市町村長が認定した者、第３セクター、特定農業法人、農業協同組合、生産組織
【要件】次のいずれかを実施（原則、期間は５年以上）
・利用権の設定等
・基幹的農作業受委託（※１）

自作地も対象にする場合

【農用地に係る要件】
次のいずれかに該当
・自作地を含む一団の農用地を全て耕作すること
・一定以上の経営規模を有していること（※２）

【取組事項に係る要件】
次のいずれかを実施
①農業生産活動等として取り組むべき事項
②農用地の利用権の設定等として取り組むべき事項

所得要件あり(※３)

①のみを実施 → **８割単価**

②を実施 → **10割単価**

自作地を対象にしない場合

①、②の協定への規定は任意

所得要件なし（※３） → **10割単価**

※１同一生産工程における基幹的農作業のうち田の場合は３種類以上、畑の場合は２種類以上、草地の場合は１種類以上の作業受委託
※２都府県にあっては３ha以上、北海道にあっては30ha以上(草地では100ha以上)の経営の規模を有している場合。経営の規模とは、対象農用地に存する農用地面積をいい、自作地、借入地及び受託地の合計面積で判定
※３農業従事者一人当たりの農業所得が同一都道府県内の都市部の勤労者一人当たりの平均所得（直近３カ年の「家計調査年報（総務省統計局）」の各都道府県の県庁所在地の年平均勤労者所得）を上回らないこと

加算措置について①

４，15ページの活動に加え、地域農業の維持・発展に資する一定の取組を行う場合には、交付単価に所定額が加算されます。

① 棚田地域振興活動加算

認定棚田地域振興活動計画（認定計画）に基づき、棚田地域の振興を図る取組を行う場合に加算

対象協定：体制整備単価の集落協定のみ

対象農地：認定計画に「指定棚田地域振興活動を通じて保全を図る棚田等」に位置付けられている棚田等で、田であれば1/20以上、畑であれば15度以上の農地

※　ネットワーク化加算との重複は可能ですが、超急傾斜・スマート農業の各加算、集落機能強化加算の経過措置と同一農用地を対象とした重複はできません。

単　価　：10,000円/10a（急傾斜地　田:1/20以上、畑:15度以上）
14,000円/10a（超急傾斜地　田:1/10以上、畑:20度以上）

上限額　：なし

取組期間：１～５年

目標設定：ア「棚田等の保全に関する目標」
イ「棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮に関する目標」
ウ「棚田を核とした棚田地域の振興に関する目標」

［対象活動の例］

棚田オーナー制度による棚田地域振興活動

石積み保全活動

ア～ウ各々に定量的な目標を一つ以上、計３つ以上の目標を定めます。その３つ以上の目標には、棚田の価値を活かした活動（地域の実情に応じたもの）、集落機能強化（人材の確保を含む）及び生産性向上に関する目標を含める必要があります。

目標設定例：
ア：〇棚田の保全活動に取り組む人数を関係人口の協力を得て、▲人から■人に増加させる。
イ：食味基準を設ける等により品質向上を図り棚田米の販売量／額を▲トン／円から■トン／円に増加させる。
ウ：棚田の周辺に直売所（農家レストラン）を整備し、年間●円の売り上げを達成する。

② 超急傾斜農地保全管理加算

超急傾斜農地の保全等の取組を行う場合に加算

対象協定：集落協定、個別協定

対象農地：田であれば1/10以上、畑であれば20度以上の農地

単　価　：6,000円/10a（田、畑）

上限額　：なし

取組期間：１～５年

目標設定：ア「超急傾斜農地の保全」
イ「超急傾斜農地で生産される農作物の販売促進等」

超急傾斜農地(田)

超急傾斜農地(畑)

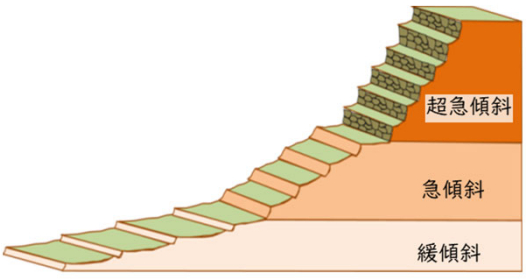

目標設定例：
ア：当該農地の法面について、石積みの補修、防草シートの設置による適切な維持管理を実施する。
イ：当該農地を含む協定農用地で生産される農産物（〇〇）をJAのイベントとJAのHPを活用してPRする。

加算措置について②

③　ネットワーク化加算　第６期対策から

複数の集落協定間でのネットワーク化、統合等を行った上で、主導的な役割を担う人材の確保と農業生産活動等の継続のための活動を行う場合に加算

対象協定：体制整備単価の集落協定のみ

対象農地：①又は②の集落協定農用地

① 20ha以上のネットワーク化（協議会等を設置する場合に限る）又は20ha以上の統合を行った協定

② 新たに１組織以上の農業者団体以外の組織が活動に参画した上で、新たに参画する組織を含めて２組織以上の農業者団体以外の組織が活動に参画する協定
（同じ地域計画区域内に他の集落協定がない場合に限る）

単　価　：10,000円/10a（～５ha部分）
4,000円/10a（5～10ha部分）
1,000円/10a（10～40ha部分）
（地目にかかわらず）

上限額　：100万円/年度
※統合の場合は、統合前の協定単位で上限額を設定

取組期間：１～５年

目標設定：定量的な目標を１つ以上定める。

○協定面積と加算額のイメージ図

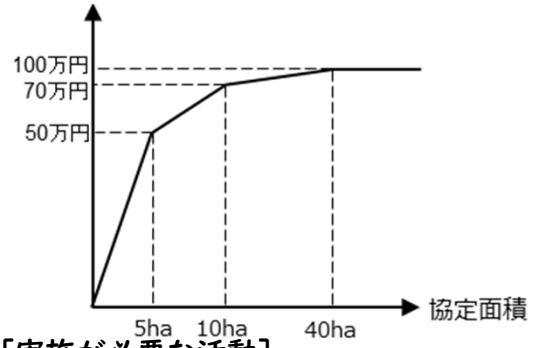

［実施が必要な活動］

○主導的な役割を担う人材（地域内の組織が行う活動において中心的な役割を担うことが見込まれる者）の確保

○設定した目標達成に向けた農業生産活動等の継続のための取組
（担い手等の人材確保、草刈等作業の共同化、機械・施設の利用の共同化　など）

目標設定例：

- 高収益作物の作付面積を現状の○haから△haまで増加させる。
- 機械の共同利用のための組織を立ち上げ、ネットワーク化した協定の農用地の○%で機械利用の共同化を行う。
- 加工品の開発、販売を行い、販売額を○円から△円に増加させる。
- 生産、加工、販売の過程を総合的に主導する人材を○名確保する。
- ○○○の営農ボランティアを現状の△名から□名に増員する。
- 農泊事業と連携して農業体験ツアーを行う体制を構築し、体験参加者を○人から△人に増加させる。

④　スマート農業加算　第６期対策から

スマート農業による作業の省力化・効率化を図る取組を行う場合に加算

対象協定：体制整備単価の集落協定のみ

対象農地：集落協定農用地

単　価　：5,000円/10a（地目にかかわらず）

上限額　：200万円/年度

取組期間：１～５年

目標設定：定量的な目標を１つ以上定める。

［対象活動の例］

○リモコン式自走草刈機による除草
○ドローンによる播種・防除・農薬散布
○水管理システムや自動鳥獣捕獲機の導入　など

自走式草刈機の導入

ドローンによる防除作業

目標設定例：

- ドローンを導入し、オペレーターを育成するとともに、農薬散布に要する時間を○割減少させる（農薬散布を行う面積を△haから□haに増加させる）。
- リモコン式自走式草刈機を導入し、除草作業時間を○時間／日だけ減少させる（リモコン式自走草刈機を利用する面積を△haから□haに増加させる）。

加算措置について③

⑤　集落機能強化加算の経過措置

対象協定：体制整備単価の集落協定のみ

対象農地：第５期対策（R2～R6）に集落機能強化加算に取り組んでいた集落協定のうち、１組織以上の農業者団体以外の組織又は構成員の10%以上の非農業者が活動に参画する集落協定の農用地

※ネットワーク化加算との重複はできません

単　価　：3,000円/10a（地目にかかわらず）

上限額　：200万円/年度

取組期間：１～５年

目標設定：定量的な目標を１つ以上定める。

目標設定例：

- ○○の収穫ボランティアを現状▲名から●名増員する。
- 集落で受け入れるインターンシップ生の延べ活動日数を現在の年間▲日から●日に増加する。
- NPO法人との連携体制を構築し、高齢者見回りサービスを開始するとともに、NPO法人の共同取組活動への参加体制を構築する。

［対象活動の例］

○新たな人材の確保（インターンシップ、営農ボランティア、農福連携　など）

○集落機能を強化する取組

（地域運営組織等の設立や連携、地域内外組織との連携　など）

留意点

・集落機能を強化する取組は、地域運営組織の設立や地域運営組織等との連携等による集落協定の体制整備を目指すものです。このため、取組の目標は例を参考に集落協定の体制整備との関係がわかるものを設定してください。

・外部組織と連携する場合は、人的資源を補完し合ったり、連携活動により双方の活動が充実、効率化できるWin－Winの関係構築を目指してください。

・経過措置終了後の活動財源確保も含めて、中間年（令和９年度）を目途に活動継続のための体制整備に向けた検討を進めるよう努めてください。

加算措置の留意点

Point 1

複数の加算措置を活用する場合、加算措置ごとに異なる取組・目標とする必要があり、同一の取組・目標に対して複数の加算措置を受けることはできません。

Point 2

○　超急傾斜加算以外の加算措置を活用する場合、協定参加者の話合いにより、その取組によって達成する定量的な目標を定めます。

○　そのうち、棚田地域振興活動加算における目標については、都道府県の第三者委員会の機能を活用し、その妥当性の確認等を図ります。（その他の加算措置についても国、都道府県、市町村は加算の取組の適切な実施について、指導を行います。）

○　設定した目標が取組期間内に達成されなかった場合は、加算の遡及返還が必要となります。

Point 3

加算を受けるには、原則として体制整備単価である必要がありますが、超急傾斜農地保全管理加算に限り、基礎単価の場合であっても活用が可能です。

Point 4

本交付金以外の国の補助事業の対象として整備する機械等に、加算分の交付金を充てることはできません。

Point 5

本パンフレットに記載の加算措置は、第６期対策期間中（令和７年度～令和11年度）に適用されるものです。第６期対策での加算の適用は令和11年度が期限であることを踏まえて、活動の計画を検討するようお願いします。

荒廃農地にお悩みの集落の皆様へ

地域の農業を継続・発展させるためには、
農地をまとまった状態で維持していく必要があります。

しかし、周りに荒廃農地があると・・・

集落内の荒廃農地を中山間地域等直接支払制度の協定農用地に取り込みませんか！！

集落の中に既に荒廃した農地がある場合に、それをどのように解消するかを話し合っていただき、その結果を協定書に位置付けることで、取り込んだ荒廃農地の面積に以下の単価を乗じた額が毎年度（令和11年度まで）交付されます。

農地に復旧する方法としては、荒廃農地に牛などを放牧して雑草を食べさせる方法により行うことも可能です。

地　目	区　　分	交付単価（円/10a）
田	急傾斜（1/20以上）	21,000
	緩傾斜（1/100以上）	8,000
畑	急傾斜（15°以上）	11,500
	緩傾斜（ 8°以上）	3,500

地　目	区　　分	交付単価（円/10a）
草　地	急傾斜（15°以上）	10,500
	緩傾斜（ 8°以上）	3,000

※　復旧したことにより傾斜がなくなった場合でも、緩傾斜の単価で交付されます。

ただし、第６期対策の最終年度（令和11年度）までに荒廃農地の復旧が行われなかった場合には、取り込んだ荒廃農地の面積に応じて支払われた交付金を協定認定年度に遡って返還していただくことになるのでご注意ください。

※令和４年度まで可能であった荒廃農地の林地化を協定に位置付けることは、第６期対策からはできません。荒廃農地の植林を進める場合は、「最適土地利用総合対策」等の活用を御検討ください。

その他活用できる事業等、荒廃農地対策関連情報については、以下のHPを参照ください。

https://www.maff.go.jp/j/nousin/tikei/houkiti/　⇒

交付金の返還について①

５年間の協定期間中に農業生産活動等が行われなくなった場合には、原則として協定の認定年度に遡って、当該農用地についての交付金を返還していただくことになります。

ただし、協定に参加する農業者の病気・高齢や自然災害などのやむを得ない事由がある場合には、この交付金返還の義務が免除されます。

交付金の返還を免除する場合

次のいずれかに該当する場合は、交付金の返還が免除されます。
（その場合、当該年度以降の交付金の交付は行いません。）

- ○　農業者の死亡、高齢又は農業者本人若しくはその家族の病気その他これらに類する事由により農業生産活動等の継続が困難な場合
- ○　自然災害の場合※
- ○　農業者等が農業用施設を建設する場合
- ○　公共事業により資材置き場等として一時的に使用される場合
- ○　地域再生法に基づく地域農林水産業振興施設、又は、整備誘導施設の用地とする場合

等

※災害から復旧する計画を作成いただいた場合、交付金が引き続き交付されます。

詳細やご不明な点については、市町村にご相談下さい。

遡及返還の対象農用地に関する留意点

○　上記の交付金の返還が免除となる場合以外で、農業生産活動等の継続ができなくなった場合における遡及返還の対象農用地は、「当該農用地」となります。

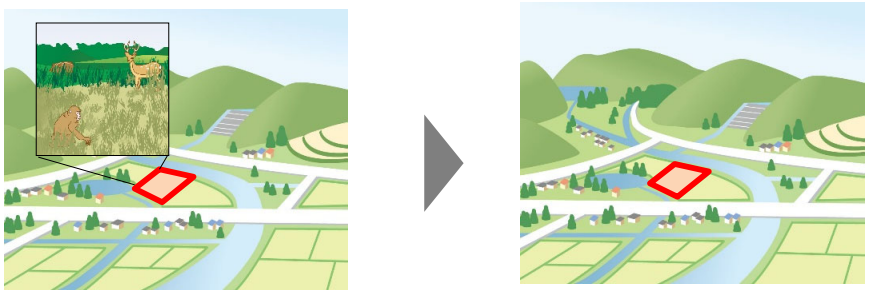

一筆のみ、耕作又は維持管理を中止　　当該農用地のみ遡及返還

○　なお、多面的機能を増進する活動や水路・農道等の維持管理、体制整備単価要件、加算措置の取組目標といった協定参加者全体で達成すべきものについては、達成できなかった場合には、基礎単価分（８割）、体制整備分（２割）、加算分それぞれについて、協定農用地全体が遡及返還の対象となります。

交付金の返還について②

協定農用地で農業生産活動等を続けられなくなった場合の交付金返還の有無の簡易チャート

※実際の案件についての交付金返還の有無の判断は市町村が行います。

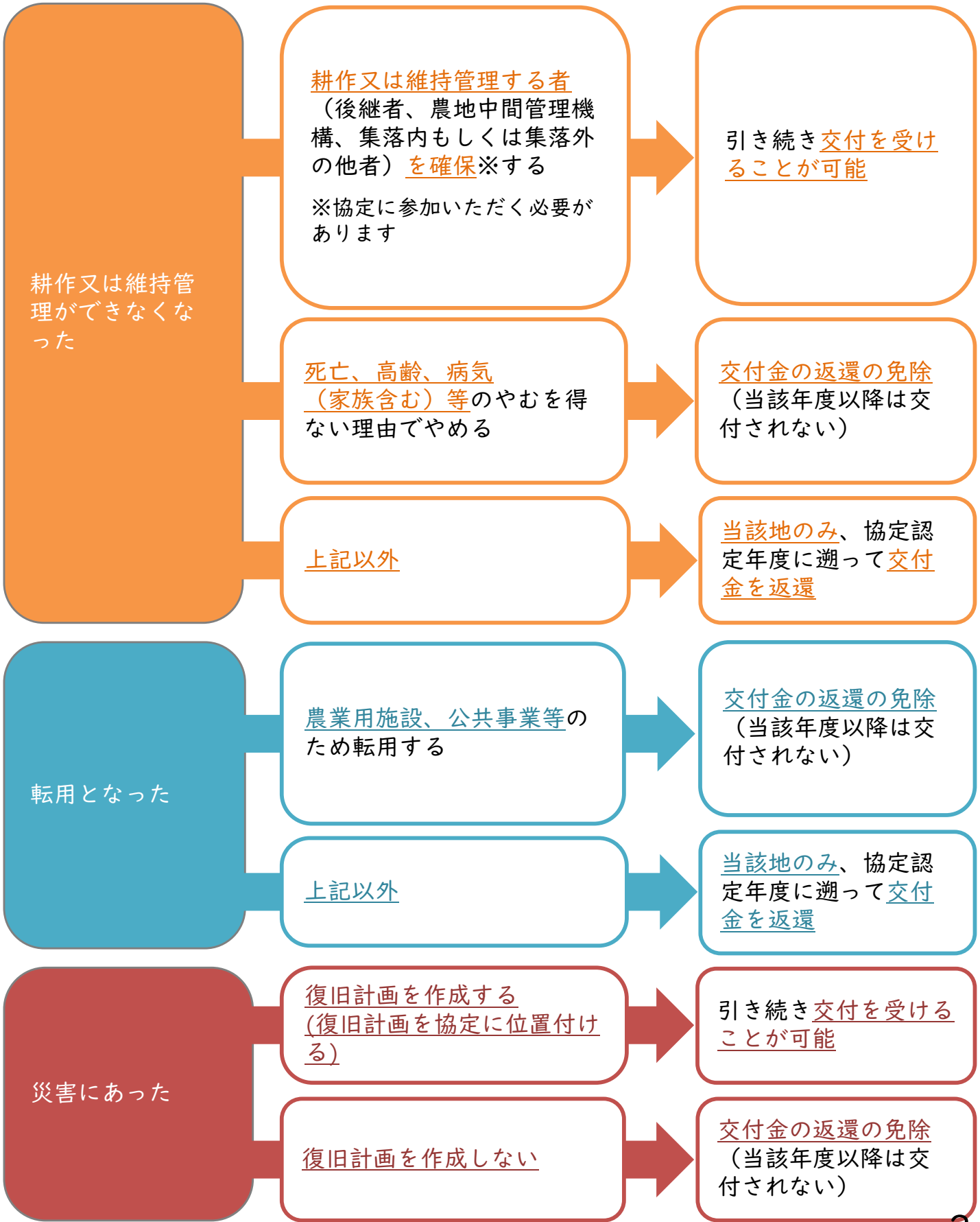

みどりチェックについて

第６期対策から

日頃の事業活動の中で新たな環境への負荷が生じないよう、農林水産省の全ての補助事業等において、最低限行うべき環境負荷低減の取組の実践を要件化することとなりました。中山間地域等直接支払交付金でも令和７年度から試行的に実施します（令和９年度から本格実施）。

みどりチェックの手続き・取組の流れ

1. **［初年度］環境負荷低減のチェックシートの作成**
   - 取り組む内容について、チェックシートの申請時欄（します）にチェック
   - 協定の総会などで協定内の合意形成を図る
2. **チェックシートを市町村へ提出**
   - 協定の認定申請（令和７年度は8月31日、令和８年度～11年度は６月30日期限）に合わせて提出
3. **［毎年度］取組を実施**
   - 毎年度市町村から、簡易な聞き取りによる取組状況についての確認を受ける
4. **［最終年度］チェックシートの取組状況を反映したチェックシートの作成**
   - 取り組んだ内容について、チェックシートの報告時欄（しました）にチェック
   - 協定の総会などで協定内の合意形成を図る
5. **チェックシートを市町村へ提出**

チェックシート（集落協定向け）

	申請時（します）	（１）適正な施肥	報告時（しました）
①	□	※共同取組活動で施肥を行う場合 肥料の適正な保管 （該当しない　□）	□
②	□	※共同取組活動で施肥を行う場合 肥料の使用状況等の記録・保存に努める （該当しない　□）	□
	申請時（します）	（２）適正な防除	報告時（しました）
③	□	※共同取組活動で農薬を使った防除を行う場合 農薬の適正な使用・保管 （該当しない　□）	□
④	□	※共同取組活動で農薬を使った防除を行う場合 農薬の使用状況等の記録・保存 （該当しない　□）	□
	申請時（します）	（３）エネルギーの節減	報告時（しました）
⑤	□	※共有資産として入手した50万円以上の農機等がある場合 農機等の燃料の使用状況の記録・保存に努める （該当しない　□）	□
⑥	□	※共有資産として入手した50万円以上の農機等がある場合 省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしないよう努める （該当しない　□）	□
	申請時（します）	（４）悪臭及び害虫の発生防止	報告時（しました）
⑦	□	共同取組活動を行う場合には、 悪臭・害虫の発生防止・低減に努める	□

	申請時（します）	（５）廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分	報告時（しました）
⑧	□	共同取組活動を行う場合には、 プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理	□
	申請時（します）	（６）生物多様性への悪影響の防止	報告時（しました）
⑨	□	※共同取組活動で農薬を使った防除を行う場合 農薬の適正な使用・保管 （該当しない　□）	□
⑩	□	※共同取組活動で農薬を使った防除を行う場合 農薬の使用状況等の記録・保存 （該当しない　□）	□
⑪	□	※生物多様性への影響が想定される工事等を実施する場合 生物多様性に配慮した事業実施に努める （該当しない　□）	□
	申請時（します）	（７）環境関係法令の遵守等	報告時（しました）
⑫	□	「みどりの食料システム戦略」を理解し、適切な事業実施に努める	□
⑬	□	関係法令の遵守	□
⑭	□	※機械等を扱う事業者である場合 機械等の適切な整備と管理に努める （該当しない　□）	□
⑮	□	正しい知識に基づく作業安全に努める	□

（注）
- 該当するものについて実施する場合、申請時は「します」の□、報告時は「しました」の□にチェックしてください。「※」の記載内容に該当しない場合は「（該当しない　□）」にチェックしてください。この場合、当該項目の申請時・報告時のチェックは不要です。
- 集落協定については、集落協定として行う共同取組活動がチェックシートの対象となります。

※個別協定は個別協定向けのチェックシートがあります。（「農業経営体向け」と同様の内容です。）
※チェックシートの判断基準等、中山間地域等直接支払交付金におけるみどりチェックの詳しい解説は、以下のHPを参照ください。
「中山間地域等直接支払交付金環境負荷低減のクロスコンプライアンス（みどりチェック）チェックシート解説書」
URL：https://www.maff.go.jp/j/nousin/tyusan/siharai_seido/

共同取組活動に係る安全対策について

集落協定において農業生産活動等として取り組むべき事項として定めた共同取組活動を行う際は、作業安全対策の観点から以下の点に努めてください。

☑作業環境の点検
☑無理のない作業計画
☑緊急連絡表の作成
☑共同取組活動で使用する機械等の安全な使用に関する取組の実施
☑保険の加入
☑注意喚起・声かけ・熱中症対策

活動前日までに現地の下見、打合せ、緊急連絡先の確認を行いましょう

- 活動中の事故を未然に防止するため、事前に活動場所の下見を複数名で行いましょう。**危険な箇所**（急傾斜地、窪地やぬかるみ、段差、電線や電話線、狭小地、急流の水路、危険物、蜂の巣などの危険な動植物等）**のチェック**を行い、危険物の除去や危険箇所をわかりやすく表示しましょう。
- 参加者の年齢、体力、作業の熟練度等や当日の健康状態を確認し、適切な作業分担・配置を行うとともに、**無理のない作業計画**を立てましょう。
- 作業前には事前に体調チェックを行いましょう。
- 緊急時に備え、**緊急連絡表を作成**し、全員で確認しておきましょう。
- 共同取組活動で使用する機械（刈払機等）の安全な使用のために、研修や講習の開催又は参加を検討しましょう。

【緊急連絡先の確認】
・最寄りの医療機関（複数）
・ご家族の連絡先
・保険会社
・市町村

活動を行う前に、保険に入りましょう

- 共同活動を行う際には、**保険に入りましょう**。近隣の保険会社に相談してみましょう。
- 活動日の１～２週間前までに手続きが必要なので、早めに参加者を決めるようにしましょう。
- １日あたり数十円～数百円のものまで様々な保険があります。保険料に、中山間地域等直接支払交付金を充てることが可能です。

活動に当たっては、参加者一人一人が事故防止の意識を持つことが大切です

- 活動当日は、事前にチェックした危険箇所等の情報を参加者全員に周知し、**注意喚起を行いましょう**。
- **声かけをしましょう**。
- 緊急連絡表を見やすい場所に掲示したり、通報担当者が携帯するようにしましょう。
- **熱中症には十分注意**しましょう。
  - ・日陰を確保し、こまめに水分補給や休憩をとりましょう。
  - ・保冷剤、氷、冷たいタオルなどを使って体を冷やしましょう。
  - ・テントや扇風機などの暑さ対策グッズも活用しましょう。
  - ・手足のしびれやめまい、吐き気など、万が一熱中症が疑われる症状がみられた場合はすぐに作業を中断し、涼しい場所へ避難しましょう。
  - ・意識がない場合や症状が良くならない場合は、すぐに病院で手当てを受けましょう。
- 万が一事故が起きた場合は**市町村に速やかに報告**しましょう。

手続きの流れ

協定の締結と活動の実施

① 協定の締結

集落の現状、目標、役割分担、集落として目指すべき方向やそのための活動内容、交付金の使用方法等について、集落の話合いと合意により、協定を締結します。

集落での話合い

② 協定書の提出（市町村が認定）

作成した協定書を市町村に提出(注)し、市町村長が認定します。

（注）協定は、「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づく事業計画と一緒に提出

○令和７年度
協定書の提出（集落→市町村）期限：８／31
協定の認定（市町村→集落）期限：９／30

○令和８年度～11年度
協定書の提出（集落→市町村）期限：６／30
協定の認定（市町村→集落）期限：７／31

③ 活動の実施

協定に基づき、活動を実施します。

集落共同の水路清掃

④ 実施状況の確認（市町村が実施）

市町村が活動の実施状況を確認します。

実施状況の確認（市町村）期限：10／31

交付金の支払い

○ 交付金は、市町村に交付申請書を提出し、交付決定を受けた後、集落の活動内容や活動実績に応じて支払われます。
○ 活動の実施が確実であると見込まれる集落等については、交付金の早期交付を受けることができます。（詳細は裏表紙を参照）

交付金交付の流れ

※　交付金は予算の範囲内で交付します。

国（地方農政局等）
↓ 国費（1/2）
※（ ）内は負担割合
都道府県
↓ 国費＋都道府県費
（1/2）　（1/4）
市町村
↓ 国費＋都道府県費＋市町村費
（1/2）　（1/4）　（1/4）

集落協定	個別協定
共同取組活動	個人配分
集落の様々な共同取組活動に充当	個々の協定参加者に配分
共同利用機械の購入等にも活用できます。	一農業者当たりの受給額の上限は500万円。

集落協定における所得超過者※1について、集落協定上の基幹的活動において中核的リーダー※2としての役割を果たす担い手として集落協定で指定された者であって、協定内の他者の農用地における農業生産活動等を引き受けている場合には、当該農用地の面積分について、個人配分が可能となります。
（個別協定における所得超過者の取扱いも同様）

※1 農業従事者一人当たりの農業所得が同一都道府県内の都市部の勤労者一人当たりの平均所得（直近３カ年の「家計調査年報（総務省統計局）」の各都道府県の県庁所在地の年平均勤労者所得）を上回る者

※2 集落協定で以下の役割担うものとして指定された者
・集落の取決めの実施等に当たっての集落全体の企画・立案・調整・取りまとめ
・集落の取決めの実施に当たっての地区内の調整・合意形成・取りまとめ
・集落の取決めで定めた活動における地区又は施設単位の各種作業の計画立案・指導

中山間地域の魅力を活かした取組の例

人情の駅「ぷらっとホームつなみ」を中心とした様々な地域活動【広島県安芸太田町津浪（あきおおたちょう つなみ）集落協定】

【集落の状況】
- ○少子・高齢化の波が押し寄せる中、管理が大変な棚田の耕作が困難に
- ○JR可部線の区間廃線により、地区内の活気が徐々に失われつつあった

【取組の内容】
- ○廃線後の津浪駅の活用方法についてワークショップを行い、直売・軽食・休憩の機能を持つ複合施設として、「ぷらっとホームつなみ」を開設
- ○地区住民とともに協定構成員がアイデアを出し合いながらぷらっとホームつなみを運営。施設の利用を促進するため、希少植物の保護や観光資源としての活用の試み、体験会への外部講師の招請などを実施
- ○トラクター、コンバインを購入し、耕作困難となった棚田の農作業を受託
- ○広島市内の大学とも連携し、農作業や協定活動に大学生を受入

【取組の成果】
- ○ぷらっとホームつなみの利用客が大幅に増加
- ○購入した機械で約１haの棚田の農作業を受託。受託した棚田の一部で竹チップたい肥を使った棚田ブランド米を生産
- ○農作業や地域の活動において学生がマンパワーとして活躍することで、地区も活性化

棚田振興

廃駅跡地に開設した
ぷらっとホームつなみ

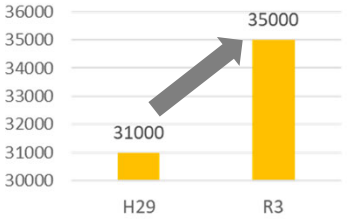

利用客数の増加(人)

超急傾斜加算の取組を契機に農産物の直売を開始し、農業者の生産・販売意欲が拡大【埼玉県秩父市沢戸（ちちぶ さわど）集落協定】

【集落の状況】
- ○険しい山肌に拓けた山間集落で、地域住民の高齢化が進む
- ○傾斜地での営農活動に限界が生じ、遊休農地の発生が懸念

【取組の内容】
- ○制度開始当初から地域全体で草刈りや農道・石垣の補修に取り組んできたことに加え、資材運搬などの作業効率化のため作業道を整備
- ○これまで自家消費する程度に栽培してきた野菜に替えて、小区画の急傾斜地でも栽培できるカボスや柚子等の果樹の栽培を開始
- ○平成27年から超急傾斜加算に取り組んだことを契機に、パネル展示によりカボス等のPRを実施するとともに、直売所やスーパーへの出荷を開始
- ○地元で地域活性化に取り組む「天空だんべぇ石間協議会」に協定として参加し、イベントへの参加、農産物のPR、散策マップの作成等に取り組む

【取組の成果】
- ○作業道を整備したことで生産性が向上し、カボス等の栽培面積も増加
- ○直売所への出荷量は当初の２倍以上に増え、収入増につながったことで農業生産意欲も向上
- ○パネル展示や散策マップの作成により集落の魅力を発信したことで、ハイキングや写真撮影のために集落を訪れる人が増加

超急傾斜地

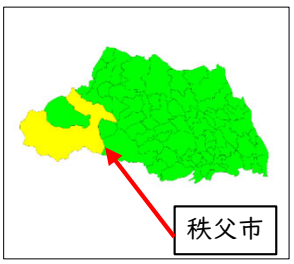

急峻な山肌に拓けた集落

カボスのPR活動

体制づくりの取組の例①

統合、ネットワーク化、多様な組織等の参画の類型イメージ

統合

ルール統一が可能な場合

合併型

- 統合後の広域協定内で作業単価等のルールを統一
- 集落間での人的資源や交付金の融通がしやすくなる
- 意思決定がしやすい

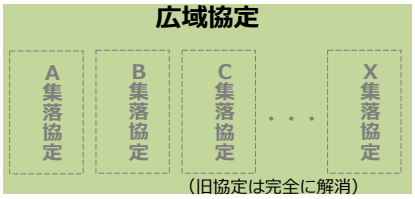

事例①
福島県金山町
「かねやま中山間広域事業体」

ルール統一が困難な場合

親子型

- 広域協定から、傘下のグループに配分
- グループ毎に交付金の使途や作業単価等のルールの独自性を一定程度確保できる
- 災害対応時などでは柔軟は配分も可能

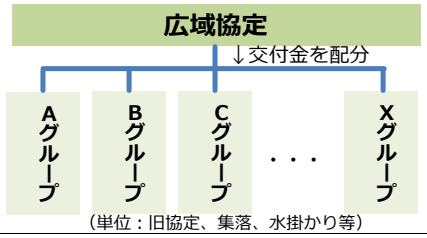

事例②
秋田県由利本庄市
「やしま集落協定」

ネットワーク化

協議会等の共同事務局をつくる場合

協議会型

- 各集落協定から協議会に負担金を拠出し、各集落協定単独では実施困難となった事務等を一元化
- 各集落協定の独自性を維持しつつ、協定間の横連携ができる

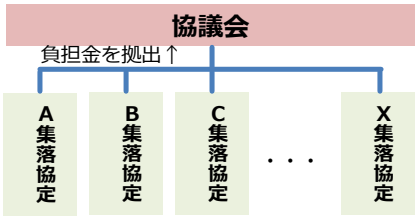

事例③
宮崎県日之影町
「広域５協定」

連携に特化する場合

活動連携型

- 機械の共同利用など、特定の活動において集落協定間で連携を実施
- 各集落協定の独立性を維持しながら、必要なことから横連携を行う

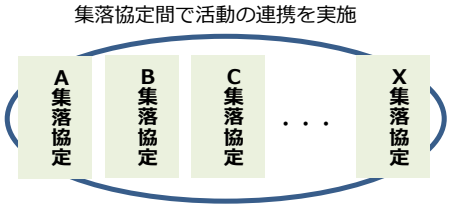

事例④
富山県氷見市
「論田集落協定・熊無集落協定」

独立性を重視する場合

共同委託型

- 各集落協定から同一の外部組織等に事務等を委託（スケールメリットにより委託先を確保）
- 各集落協定の独立性を維持しながら、ゆるやかに横連携できる

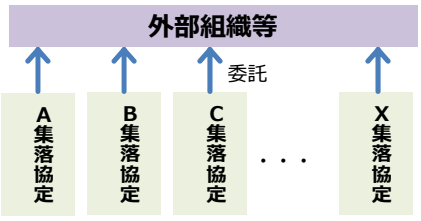

事例⑤
山形県鮭川村
「５つの集落協定」

一体的 ⇔ 連携の度合 ⇔ ゆるやか

多様な組織等の参画

多様な組織等の参画

- 他の組織から人的支援等を受けたり、他の組織と人的資源等を補完し合う関係を構築する
- または非農業者が活動に参画する
- 合同プロジェクト（イベント開催、名産品づくり等）の実施など、異分野間での化学反応につながりうる

事例⑥
山口県阿武町
「福田中集落協定」

上記のネットワーク化や統合の類型は、例示としてお示ししたものであり、必ずしもすべてが上記に分類できるとは限りません。取り組みやすい形で体制づくりを進めていただけます。

体制づくりの取組の例②

【合併型】１町１協定による広域的な協定事務の一元化
福島県金山町（かねやままち）「かねやま中山間広域事業体」

【活動・連携内容】

○19の集落協定が統合した１町１協定の広域組織の体制を構築し、他の集落等の人手不足を補う協力体制を構築。
○多面的機能支払交付金の事務を含め、協定事務は「金山町農地維持環境保全協議会」に一元化。
○生産性向上加算を活用して、ドローンを購入し、構成員からオペレーターを育成し、肥料や薬剤の散布を実施。

【取組の成果】

○広域化により共同取組活動の報酬が統一され、他の集落等で人手が足りないときに協力できる仕組を整備。
○町の組織に事務支援業務を委託することで事務作業が軽減。

ドローンによる散布作業

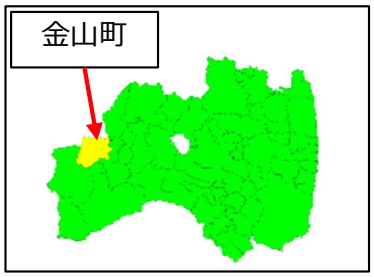

金山町農地維持環境保全協議会

交付金の25%を拠出

«委託»
・個人配分や取組活動費の旧19協定ごとの配分決定
・総会の開催・資料の作成
・各書類整理支援、管理

かねやま中山間広域事業体

1集落協定　2集落協定　3集落協定　・・・　19集落協定

（旧協定は完全に解消）

【親子型】広域協定内に活動グループを形成し、交付金の柔軟な運用を実現
秋田県由利本荘市（ゆりほんじょうし）「やしま集落協定」

【活動・連携内容】

○55協定を１協定に統合した上で、集落単位等で18のグループを形成して活動を実施。
○土地改良区へ交付金事務支援業務を委託。
○管理作業に係る担い手の負担軽減と品質向上のため、交付金を活用したラジコンヘリでの共同防除を実施。

【取組の成果】

○地域に交付される交付金を一元的に管理し、災害復旧が必要なグループには配分額を集中させるなど、各グループで配分額の範囲内で自由に活動しながら交付金の柔軟な運用が可能に。
○主食用米のほか酒米にも取り組み、地元酒造に出荷。また、高収益作物のアスパラガス、花きのリンドウを導入するなど、所得向上に向けた取組を実施。

旧協定間の垣根を超えた草刈り作業

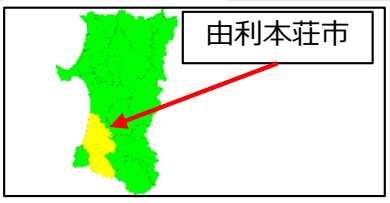

土地改良区

各グループの配分額から5.5%を拠出

«委託»
・各グループへの配分額の算定
→農用地面積等を考慮
→災害復旧が必要なグループには配分を集中
・各グループへの振込作業

やしま集落協定

↓交付金を配分

1グループ　2グループ　3グループ　・・・　18グループ

（単位：集落、水掛かり）

体制づくりの取組の例③

【協議会型】ネットワーク化による農作業受委託システムの確立
宮崎県日之影町（ひのかげちょう）「日之影町の広域５協定」

【活動・連携内容】

○集落間の連携により担い手不足を補うことを目的に、町内56協定を５協定に統合した上で、５広域協定と、担い手、町で「日之影町担い手協議会」を設立

【取組の成果】

○「日之影町担い手協議会」により、高齢化等により継続が困難になった農作業を町出資農業法人「（株）ひのかげアグリファーム」を中心とした担い手に円滑に集約する農作業受委託システムを確立

○農作業受委託システムの構築により、担い手のインセンティブ向上し、活動意欲が高まり、活動エリアが拡大

○広域協定となり担い手の活動範囲が広がったことにより、協定面積が増加。

○遊休農地の復旧による獣害被害の軽減や、高齢農家でも水稲栽培ができ、生きがいとしての農業が継続可能となり、農業・農村集落が維持。

日之影町の農用地

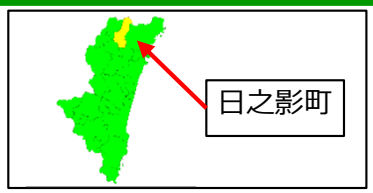

高齢農家等 ／ 担い手農家

依頼 ↓【農作業委託※】【農作業受託※】↑ 依頼

日之影町担い手協議会

«構成員»
・集落協定代表者
・担い手農家
・町
«役割»
・農作業受委託の調整

↑負担金を拠出

1集落協定　2集落協定　3集落協定　4集落協定　5集落協定

※・水稲栽培に伴う基幹作業、・農地や樹園地の除草、下刈り
・飼料用ロール、ラップ、・獣害防止用ワイヤーメッシュ柵の設置
・栗、柚子の収穫　等

【活動連携型】集落間で連携して行う農業インターンシップを契機に、集落の活性化を実現
富山県氷見市（ひみし）「論田（ろんでん）集落協定・熊無（くまなし）集落協定」

【活動・連携内容】

○令和２年度から「論田集落協定」と「熊無集落協定」の２集落が連携して、大学生を対象とした農業インターンシップの受け入れを計画、令和５年度から受け入れを開始

○農業インターンシップの取組は、棚田地域振興活動加算を活用するとともに準備費用や交通宿泊費は両集落で折半して対応。

○農業インターンシップでは、以下の項目を実施
・各種農業体験を実施（コメやイチジク等の収穫体験）
・集落の文化の継承に係る取組

【取組の成果】

○インターンシップによる交流人口の拡大（受け入れ実績：R5 13人、R6 ６人）

○本取組が、両集落で共通する取組の将来的な連携を検討するきっかけに

インターンシップ学生による
自走式草刈機体験

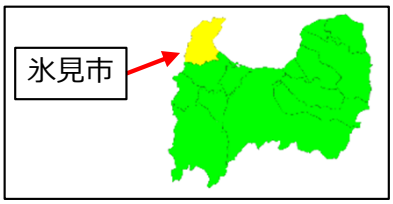

論田集落協定 ／ 熊無集落協定

連携して
「ろんくまインターンシップ」
を開催（R5～）

対象：都市部大学生
内容：・各種農業体験
　　・文化継承に係る取組
体制：・棚田加算を活用
　　・準備費用や交通宿泊費は両集落で折半

両集落共通の取組（**将来の連携可能性**）
○自走式草刈機の導入活用
○景観作物の作付
○地元特産品の加工品製造・販売

体制づくりの取組の例④

【共同委託型】各集落協定から同一の外部人材に事務等を委託したゆるやかな横連携
山形県鮭川村（さけがわむら）「鮭川村の５集落協定」

【活動・連携内容】

○令和元年度より、第5期対策の実施に向けて、事務処理が負担と考えていた5集落協定が、同じ中山間直払事務受託者（ＪＡのＯＢが個人で受託）に事務支援業務を委託。

【取組の成果】

○ 5集落協定において、第5期対策への事業継続が図られ、適正な農地の維持管理。
○次期対策（第6期対策）に向けて、取組継続の意欲が向上。
○受託者が、村と集落協定との橋渡し的な役割を担うことで、村事務担当の負担軽減。

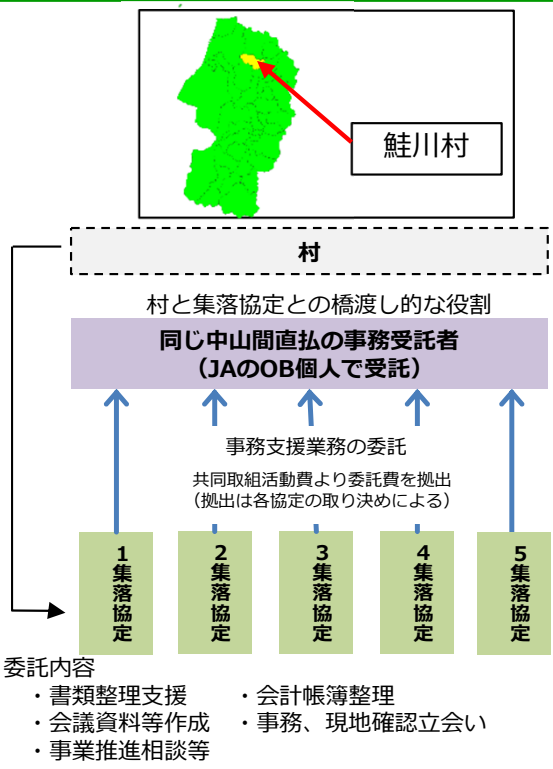

【多様な組織等の参画】多様な組織等が連携した“にぎわい創出”によるむらづくり
山口県阿武町（あぶちょう）「福田中（ふくだなか）集落協定」

【活動・連携内容】

○5集落で取り組んでいた集落協定の役員が中心となり、H14に機械の共同利用組合を設立し、H15に農事組合法人「福の里」を設立。
○R5現在、阿武町旧福賀村内の7集落で中山間直払に取り組む。
○福の里を中心に多様な組織等が連携して、交付金等を活用したむらづくりに取り組むとともに、協定事務局の運営や営農体制を整備。

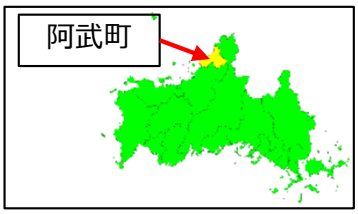

【取組の成果】

○福の里農地守り隊による非農家を含めた農地の保全活動の実施。
○福の里女性部による地域資源や地域農産物を活用した加工品開発環境美化活動の実施。
○地域住民には欠かせない生活用品や食品の販売拠点である福の里直売所を通じての地域内外の交流活動の促進。
○農福連携の取組の実施。

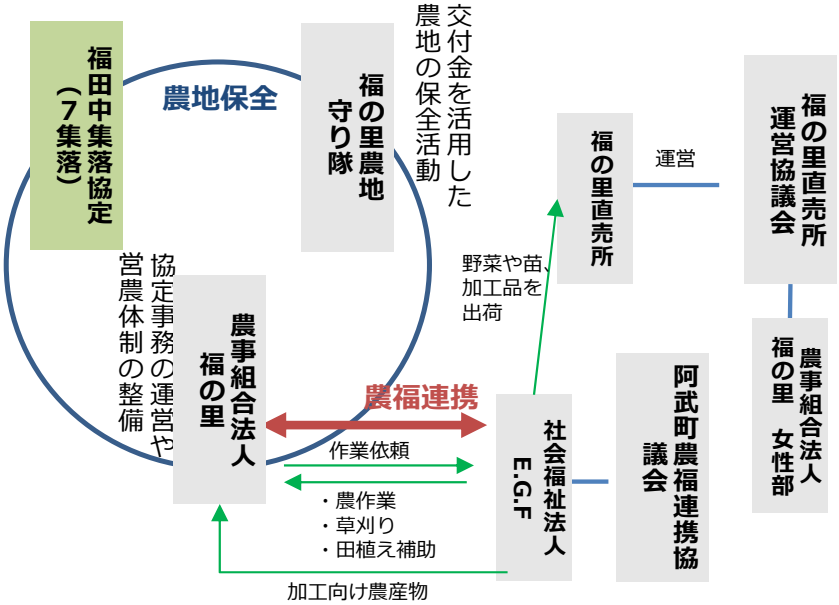

お問い合わせ先

○　中山間地域等直接支払交付金は、市町村が事業計画の認定を行っています。このため、交付金を受けるに当たっての実務的な内容に関するお問い合わせについては、最寄りの市町村にご相談ください。

○　本パンフレットや中山間地域等直接支払交付金の制度に関するお問い合わせについては、最寄りの地方農政局等にご相談ください。

【東北局管内】　青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
022-263-1111（内線4185）（東北農政局農村振興部農村計画課）

【関東局管内】　茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県
048-600-0600（内線3411）（関東農政局農村振興部農村計画課）

【北陸局管内】　新潟県、富山県、石川県、福井県
076-263-2161（内線3436）（北陸農政局農村振興部農村計画課）

【東海局管内】　岐阜県、愛知県、三重県
052-201-7271（内線2558）（東海農政局農村振興部農村計画課）

【近畿局管内】　滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
075-451-9161（内線2440）（近畿農政局農村振興部農村計画課）

【中四局管内】　鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県
086-224-4511（内線2532）（中国四国農政局農村振興部農村計画課）

【九州局管内】　福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
096-211-9111（内線4626）（九州農政局農村振興部農村計画課）

【沖縄総合事務局管内】　沖縄県
098-866-0031（内線83353）（沖縄総合事務局農林水産部農村振興課）

【農水本省管内】　北海道
03-3501-8359（直通）（農林水産省農村振興局地域振興課）

交付金の早期交付について

本交付金は、集落協定に定めた活動を支援するものであり、協定が令和６年度に市町村長の認定を受けていれば、実施状況の確認前であっても、交付が可能です。交付金の早期交付を希望される場合は、市町村にご相談ください。

＜パンフレット作成＞
農林水産省農村振興局農村政策部地域振興課
〒100-8950　東京都千代田区霞が関1-2-1
TEL　03-3501-8359（直通）
FAX　03-3592-1482

農水省HP　アイデア集　体制づくり事例集

農林水産省HP：https://www.maff.go.jp/j/nousin/tyusan/siharai_seido/
農村集落の課題解決アイデア集（小さな集落のキラリと光る小さな工夫も集めた事例集）：
https://www.maff.go.jp/j/nousin/tyusan/siharai_seido/s_torikumi/r0501.html
体制づくり（統合・ネットワーク化・多様な組織等の参画等）参考事例集：
index-10https://www.maff.go.jp/j/nousin/tyusan/siharai_seido/attach/pdf/index-105.pdf5.pdf